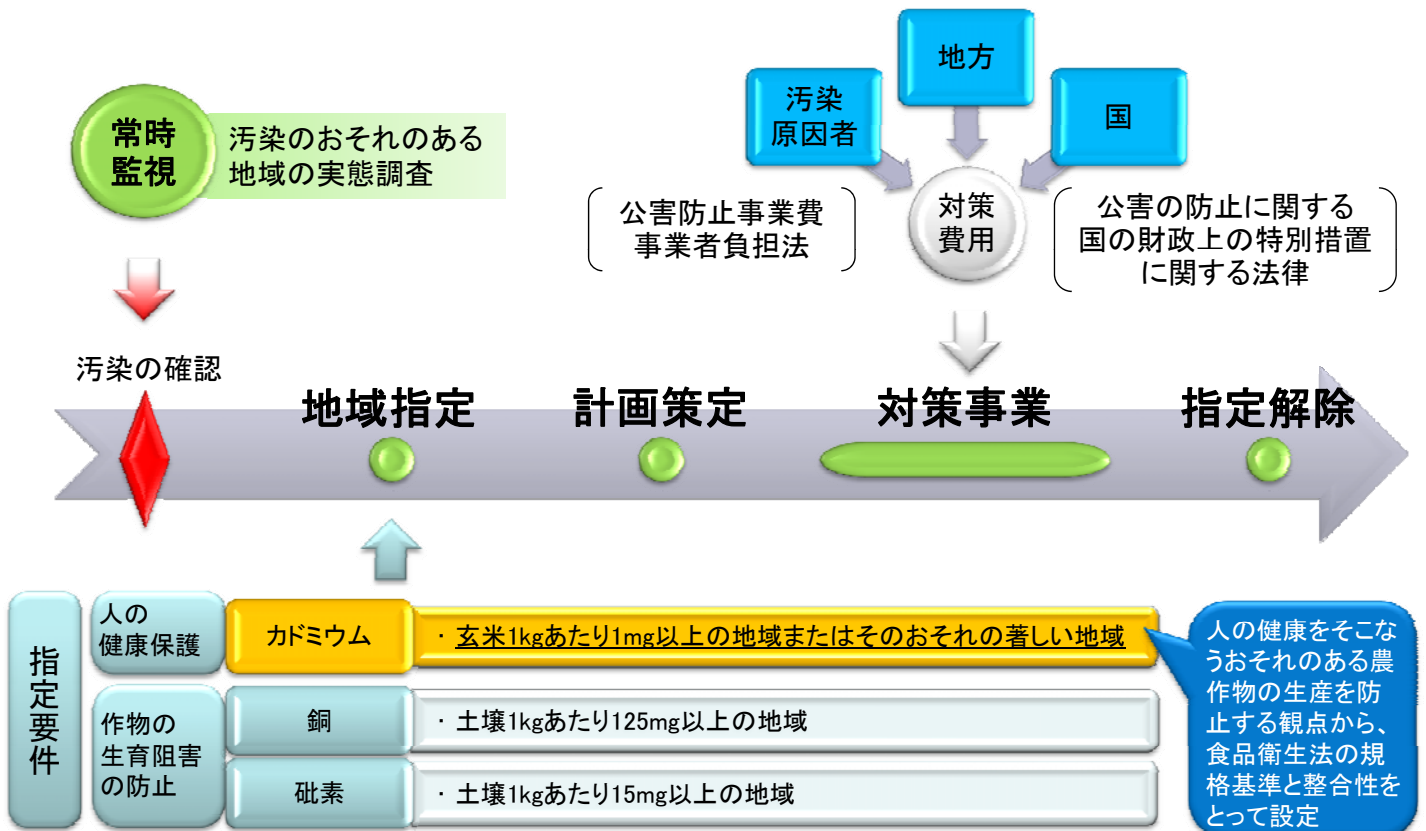


○ 農用地土壌汚染防止法に基づく土壌汚染対策の体系



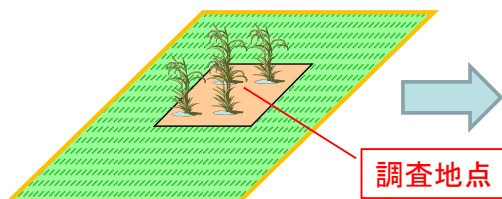
2

○ 細密調査（精密調査）について

- 細密調査とは、都道府県が行う常時監視のうち、汚染のおそれがある地域において適宜ほ場を変えながら、汚染の広がりと程度を把握するために実施する調査。調査対象地域の概況等を調査する「概況調査」と以下に示す「精密調査」がある。
- 精密調査では、概況調査の結果を参考に、調査対象地域について農用地面積おおむね2.5haに1点の割合で調査ほ場を選定し、当該調査ほ場における農作物の生育収量状況について調査するとともに、当該調査ほ場の土壌及び農作物を採取し、その中に含まれる特定有害物質等の量の分析測定を行う。

調査地点の設定

対象ほ場の中央部を調査地点とする。



試料の採取

○ 稲の採取

調査地点上に立毛している稲を採取。



○ 土壌の採取

稲を採取した地点において、土壌を採取。



カドミウムの検定等

- 玄米中のカドミウムの量
- 土壌中のカドミウムの量
- 土性 ほか

農用地土壌汚染対策地域に指定

指定要件に該当



3